

様式第16（第34条の3関係）

表 面

8センチメートル

第 号

電気用品安全法第46条第2項の規定による立入検査等
を行う職員の身分証明書

3センチメートル

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

4
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

写
真

押
出
ス
タ
ン
プ

職
名
氏
名

年 月 日生

年 月 日発行

経済産業大臣

印

裏 面

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）抜すい

第46条

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

十一 第46条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。